

(仮称) 第四次西宮市地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 策定支援業務  
仕 様 書【改定版】

1. 業務名

(仮称) 第四次西宮市地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 策定支援業務

2. 目的

西宮市(以下、「本市」という。)では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、「西宮市役所ECOプラン-第三次西宮市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)-」を策定し、温室効果ガスの削減に取り組んできた。

本事業は、平成28年に国の「地球温暖化対策計画」が策定されたことを受け、本市においても新たな温室効果ガス排出量の削減目標を設定し、省エネルギー診断を実施することでソフト面・ハード面の改善を推進するため、計画的かつ着実な温室効果ガス排出量の削減に向けた「(仮称)第四次西宮市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)(以下、「次期計画」という。)」を策定するものである。

3. 業務内容

(1) 市有施設の温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量削減策の調査・検討

(ア) 市有施設の管理・運用状況調査・分析

市有施設について、既存の管理データ及び現況把握のために受託者が作成した調査票を用いて実施する施設情報に関する調査等により、主要機器・設備の仕様及び運用状況、温室効果ガス排出量、エネルギー使用量等、温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量の算定・推定等に必要な情報を収集・整理し、分析すること。

(イ) 市有施設のグルーピング・調査対象施設の選定

施設規模(延べ床面積)・エネルギー使用状況・用途等により、類似する対策が効果的であると考えられる要素をもとに、市有施設をグルーピングしたうえで、現地調査の対象施設を選定する。類似施設への削減策の効果的な展開を目的に行うものであることを踏まえ、異なるグループの中から代表施設を3施設程度選定し、調査対象施設として抽出する。

(ウ) 省エネルギー診断及び対策の検討

上記イで抽出した3施設について、施設のウォークスルー調査(現地調査)並びにヒアリング等により把握する設備の稼働状況等に基づく省エネルギー診断を行い、運用改善及び設備改修にかかる対策の検討を行うこと。

検討を行った対策は、対策の実施による温室効果ガス排出量、エネルギー消費量並びに光熱費の削減効果を明らかにするとともに、導入に必要な費用及び課題を整理すること。

また、併せて対策費を抑制する観点から、リース事業やESCO事業等の可能性について検討を行うこと。

(工) 市有施設への展開方策の検討

市有施設の管理・運用状況調査及び省エネルギー診断の結果を踏まえ、①機器・設備の運用改善、②機器・設備の新設・更新、③施設の統合等によるエネルギー使用の効率化の観点から、市有施設全体の温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量の削減につながる対策（省エネルギーや再生可能エネルギー導入等）を提案すること。

検討を行った各対策の実施による費用と投資回収の見込み、温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量の削減効果の推計を行う。

また、併せて対策費を抑制する観点から、リース事業やESCO事業等の可能性について検討を行うこと。

(2) 次期計画の策定に向けた検討

(ア) 現行計画の取組み状況の調査・分析

現行計画における取組み状況等を調査・分析し、現行計画の成果や課題等を整理し、評価を行うこと。

(イ) 温室効果ガス及びエネルギー削減目標の検討

上記(1)の結果をもとに、施設・グループごとの省エネルギー削減ポテンシャルを積み上げ、温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量について、それぞれの削減目標、全体の削減目標を設定すること。

なお、目標設定にあたっては、国の地球温暖化対策計画で掲げられている業務部門の目標値と遜色のない目標値の設定を前提とするとともに、実効性を有する目標となるように、対象施設の用途や利用者数、稼働率等の現状や今後の動向を勘案し、目標達成に向けたプロセスを明確にするとともに、技術的制約、コスト面の課題等を十分に考慮すること。

(ウ) 削減目標を達成するにあたっての、課題及び対策の検討

温室効果ガス及びエネルギー消費量の削減目標を達成するにあたり、課題となる事項について、施設や設備の運用対策及び設備対策の観点から抽出し、課題解決のための対策について検討を行うこと。

(エ) 次期計画の作成

上記(2)ア～ウの検討結果を踏まえ、次期計画を作成する。

なお、作成にあたっては、環境省が公表している「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル」に基づき、市担当者と協議しながら作成すること。

(3) 温室効果ガス排出量算定システムの構築

温室効果ガス排出量を算定するためのシステムツール（エクセルで誰でも取り扱いやすいもの）を作成し、またシステムツールを使用・管理するための取り扱

い説明書を作成する。

なお、作成にあたっては、環境省が提供する「地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム（LAPSS）」の活用についても検討すること。

#### (4) 環境マネジメントシステムの検討

上記(2)アの結果から抽出された現行計画における課題を踏まえ、次期計画を効果的かつ効率的に推進する新たな環境マネジメントシステム及び進行管理の仕組みを提案すること。

なお、提案には、職員一人ひとりが当事者意識をもって取り組める仕組みなど、温室効果ガス及びエネルギー消費量の削減の実効力を高める新たな進行管理方法を含むこと。

#### (5) 会議等の運営補助

庁内委員会（年5回程度開催予定）における配布資料を作成するとともに、会議に出席したうえで、資料及び議事録を作成し、必要に応じて説明を行うこと。

### 4. 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

### 5. 成果物

成果物は、次のとおりとする。

- |                                  |            |
|----------------------------------|------------|
| (1) 委託業務完了届                      | 1部         |
| (2) 第四次西宮市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（A4） | 白黒）<br>35部 |
| (3) 省エネルギー診断結果                   | 20部        |
| (4) 省エネルギー診断結果（概要版）              | 35部        |
| (5) (2)～(4)に関する電子データ             | 1式         |

### 6. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権等は、西宮市が保有するものとする。
- (2) 成果物に含まれる委託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (3) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合は、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続きを行うものとする。

### 7. 秘密の保持及び個人情報の保護等

受託者は、本業務において入手した市独自の情報、個人情報等が正しく管理され、漏洩及び不正使用が行われないよう必要な措置を講じること。個人情報を扱う場合は、西宮市個人情報保護条例その他、個人情報に関するすべての関係法令を遵守すること。

8. その他

本業務の遂行において知りえた事項は、外部へ漏らし、また持ち出してはならない。  
本契約の有効期間満了後又は本契約が解除された後も同様とする。

9. 協議・打ち合わせ

受託者は、本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合、速やかに市担当者と協議し、その指示に従うこと。